

「やまがた食の安全・安心アクションプラン（第7期）（案）」に提出された意見の概要及び意見に対する県の考え

- 1 意見の募集期間 令和7年2月27日（木）～令和7年3月19日（水）
- 2 提出された意見の件数 11件（意見者提出者 1名）
- 3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

No.	ご意見	回答
1	<p>「●やまがた食の安全・安心アクションプラン（第7期）の体系図」の柱の項目に目次と箇条書きのやまがた食の安全・安心アクションプラン（第7期）の体系図にある( )の番号を附番していただけないでしょうか。また、右側は県の関連部署であることを明記していただけないでしょうか。</p>	<p>番号の附番及び関連部署であることを明記いたしました。</p>
2	<p>やまがた食の安全・安心アクションプラン（第7期）（以下「本アクションプラン」と記載）は平成十五年法律第四十八号食品安全基本法地方公共団体の責務）第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。とありますがこのことに基づく施策でしょうか。</p>	<p>ご照会のとおり「やまがた食の安全・安心アクションプラン」は食品安全基本法第7条に基づく計画です。</p>
3	<p>Page2 1策定の趣旨 平成15年3月に「山形県食の安全基本方針」をまとめ平成18年3月にその行動計画として「やまがた食の安全・安心アクションプラン」（実施期間：平成18年度～20年度）策定し、第6期まで総合的かつ継続的を実施してきました。とありますが、本アクションプランはその後継のプランとして位置付けと思料されますが平成15年3月に「山形県食の安全基本方針」は取りまとめから22年経過していますが、「山形県食の安全基本方針」の見直しをされないのでしょうか。</p>	<p>「山形県食の安全基本指針」は、食品安全基本法の基本理念を基に策定しており、現時点で見直しを行う予定はありません。</p>
4	<p>【主な取組み】監視伝染病の検査（豚熱等）【取組目標】検査市町村数・高病原性鳥インフルエンザの検査【取組目標】検査数（年間延べ62農場×10羽）となっていますが、高病原性鳥インフルエンザの検査の年間延べ62農場は全市町村が対象となっているのでしょうか。</p>	<p>家畜伝染病予防法に基づき農林水産省が定める「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に則して、県内に所在する全農場を対象として検査対象の選定を行い、検査を実施します。なお一定規模以上の家きん飼養農場を対象とするため、実際に検査対象となる市町村は、そうした農場の所在する県内の一部の市町村となります。</p>
5	<p>Page13農場H A C C Pの取得促進、継続指導の【取組目標】指導農家数の8戸は農場H A C C Pの取得の戸数でしょうか。</p>	<p>農場HACCPに関する農場指導については、認証未取得農場に対する取得促進の指導ならびに取得済み農場に対する継続指導の両方を実施しております。これら両方を合わせた指導農家数を取組目標としております。</p>
6	<p>(3) 安全で安心な水産物の提供 ア 水産物の衛生対策 県産貝類安全対策事業 イワガキ検査 イガイ有毒プランクトンによる毒化状況の検査が庄内沿岸7海域毎と1海域と差があるのは産地が1海域しかないことが理由ですか。庄内沿岸7海域は具体的にどの海域はご教示ください。</p>	<p>本県沿岸は湾のない比較的単調な構造をしているため、海流の影響を受けやすい有毒プランクトンの分布状況調査は代表的な1海域を対象としています。イワガキ検査を実施している庄内沿岸7海域は吹浦、酒田、由良、加茂、豊浦、温海、鼠ヶ関です。</p>

7	<p>Page14 イ 水産用医薬品の適正使用と衛生管理の推進 【課題】 近年、異業種や未経験者の養殖事業への参入が増加傾向にある陸上養殖業が令和5年4月1日から届け出になったようですが、他の水産養殖に届出や認可が必要となっていますか。</p>	<p>本アクションプランへのご意見ではないと考えますが、以下のとおり回答します。 陸上養殖の届出制は食用の水産物を対象としているものであり、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①海水及び淡水に塩分を加えた水等を使用している場合</li> <li>②閉鎖循環式で養殖している場合</li> <li>③餌や糞等を取り除かず排出している場合</li> </ul> <p>また、うなぎ養殖については大臣許可が必要です。なお、海面養殖については区画漁業権の免許認可が必要です。</p>
8	<p>Page15(1)食品（輸入食品を含む）の監視・指導と検査の充実 【課題】 アレルギー物質の表示欠落など年間約15件の自主回収の報告がなされており、更なる監視指導の充実を図る必要があります。とありますが、【取組方針】◎食品製造業者に対し、輸入された原材料の受入れ時のチェック表を配布するなどして、受入体制に係る指導を強化することが取組みの方針でしょうか。配布したチェック表を履行しているか監視指導するのでしょうか。</p>	<p>【取組方針】に記載のとおり監視指導計画に基づき、監視指導を行います。</p>
9	<p>Page19(2)食中毒予防対策の充実と広域的な食中毒事案の対応強化 【現状】 寄生虫（アニサキスなど）による食中毒が毎年発生しており、県内の食中毒の大部分を占めていることから啓発を強化する必要があります。とありますが、【取組方針】としては県民に対し正しい知識の普及啓発を強化と◎飲食店等営業施設に対し、「夏期食品等監視強化月間」や「食肉衛生月間」、「年末食品等監視強化月間」において重点的に監視指導を実施することでしょうか。</p>	<p>取組方針に寄生虫についての記述を追記します。</p>
10	<p>Page26(2)県民への情報提供の推進 【課題】 ◇食品による健康被害が発生した場合は、健康被害の未然防止、被害拡大及び不安軽減等を図るため、速やかに県民に対して情報を提供していただくこと重要であり、食品等事業者が消費者や医療関係者から苦情に対して真摯な対応する体制を構築していることも重要であるので、食品事業者にもこのことを周知していただきたい。</p>	<p>引続き食品等事業者へ周知してまいります。</p>
11	<p>令和6年9月から施行された機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供の義務化に伴う県における対応施策をご教示ください。</p>	<p>本アクションプランへのご意見ではないと考えますが、以下のとおり回答します。 厚生労働省及び消費者庁通知等について関係機関と共有し、各事業者へは保健所を通して周知しております。 また、事業者からの健康食品の摂取に伴う健康被害の情報があつた際には、関係機関と連携して対応してまいります。</p>